

平 26 . 4 . 14
総 6 - 3

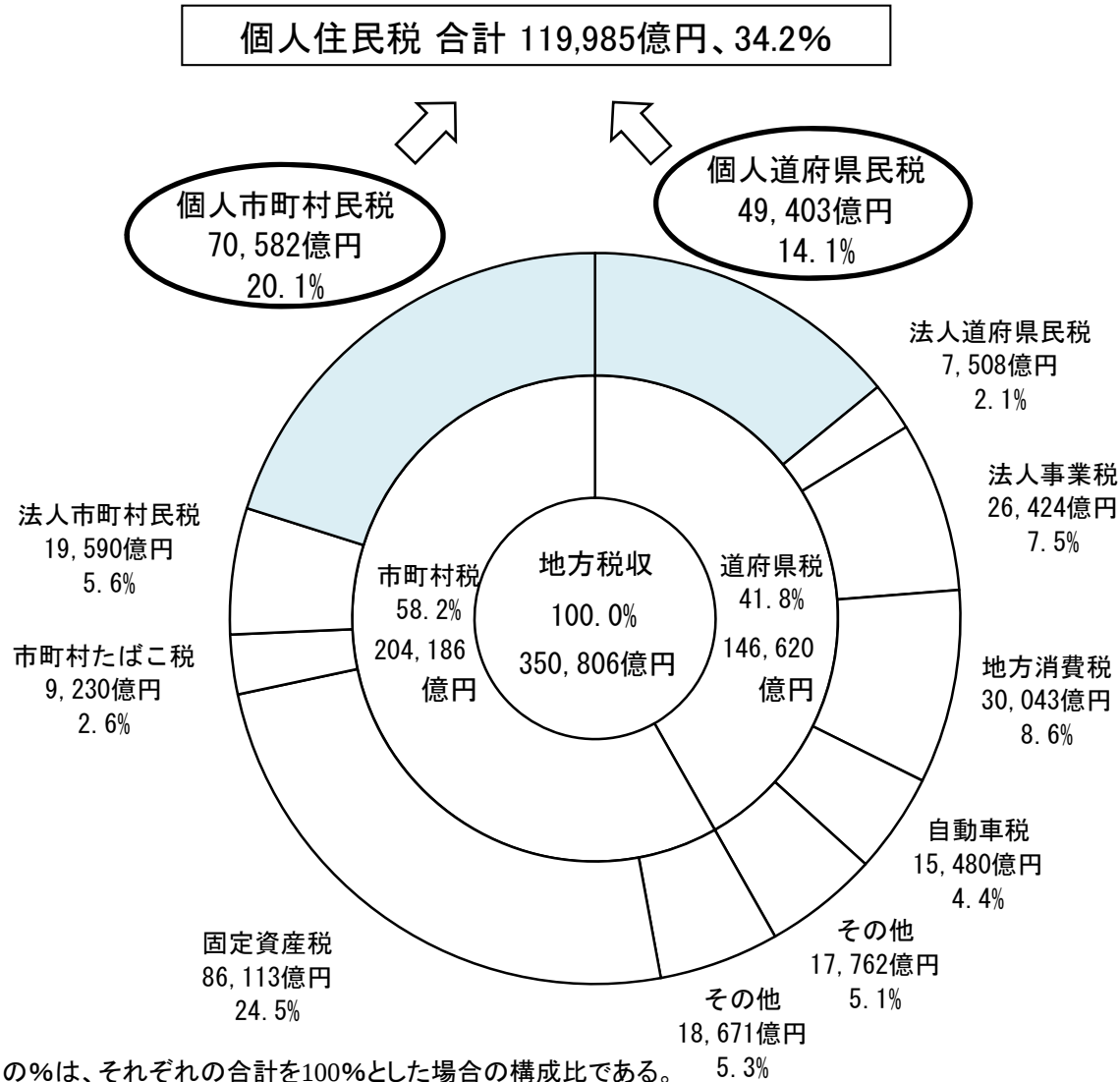
総務省説明資料

〔個人住民税と配偶者控除〕

平成 26 年 4 月 14 日(月)

総 務 省

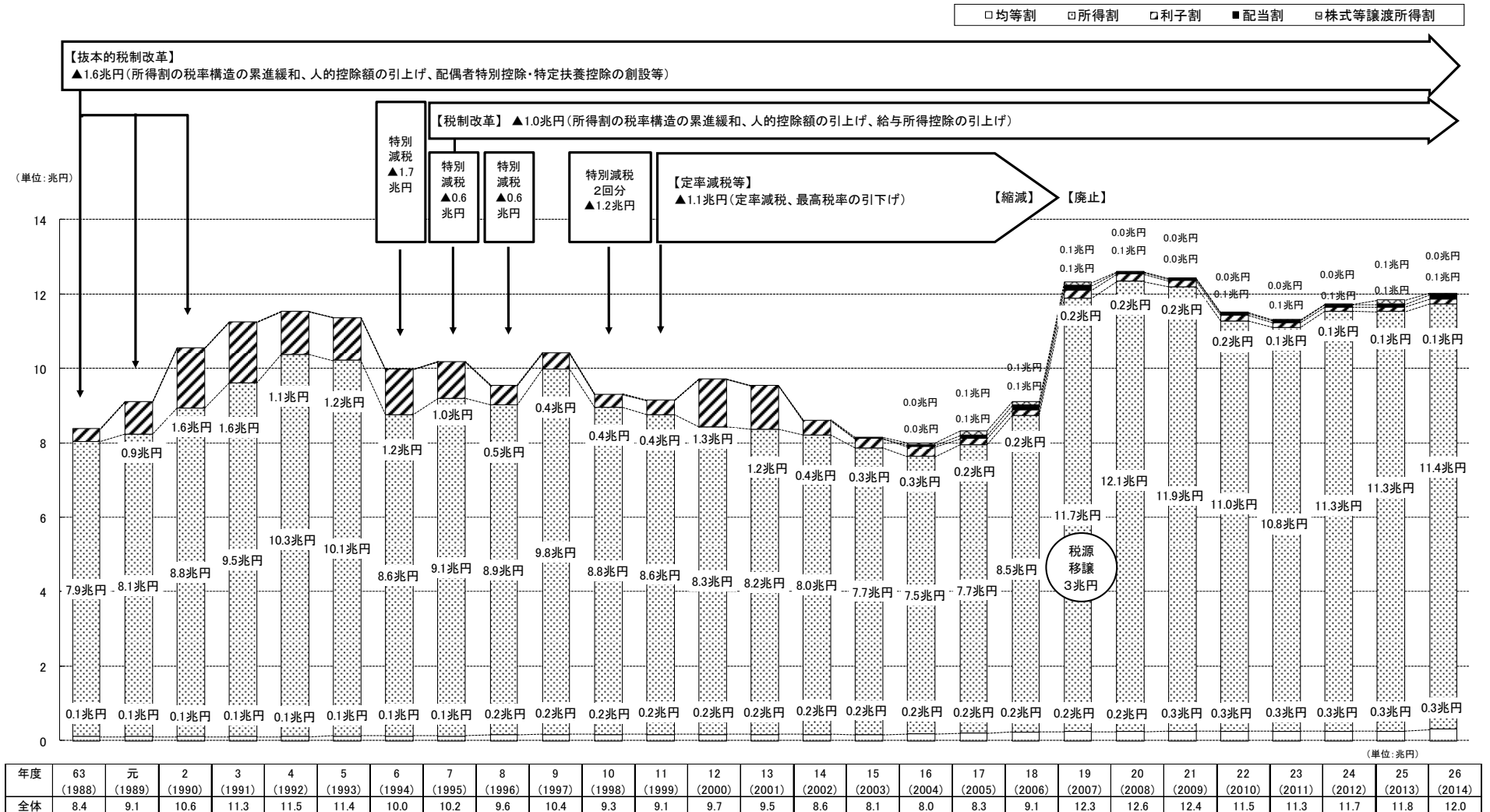
地方税収の構成（平成26年度地方財政計画額）



- (注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 道府県税及び市町村税は超過課税、法定外税等を含まない。
 3 個人道府県民税は利子割、配当割、株式等譲渡所得割を含み、法人事業税は地方法人特別譲与税を含まない。
 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

個人住民税収の推移

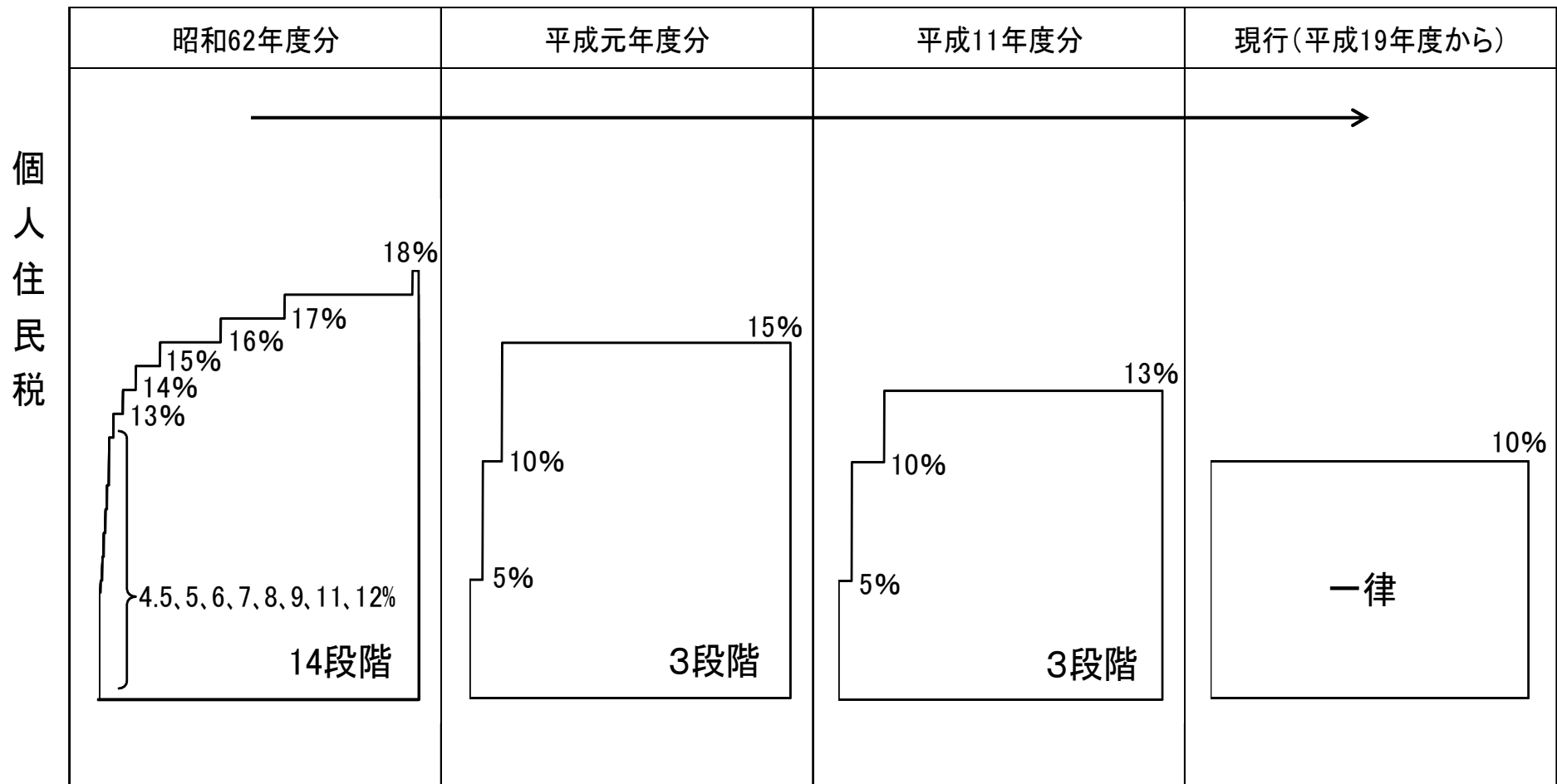
- 税率構造の見直しや人的控除額の引上げなど、所得税と同様、累次の負担軽減措置が講じられてきた。
- 平成19年度には、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が行われている。



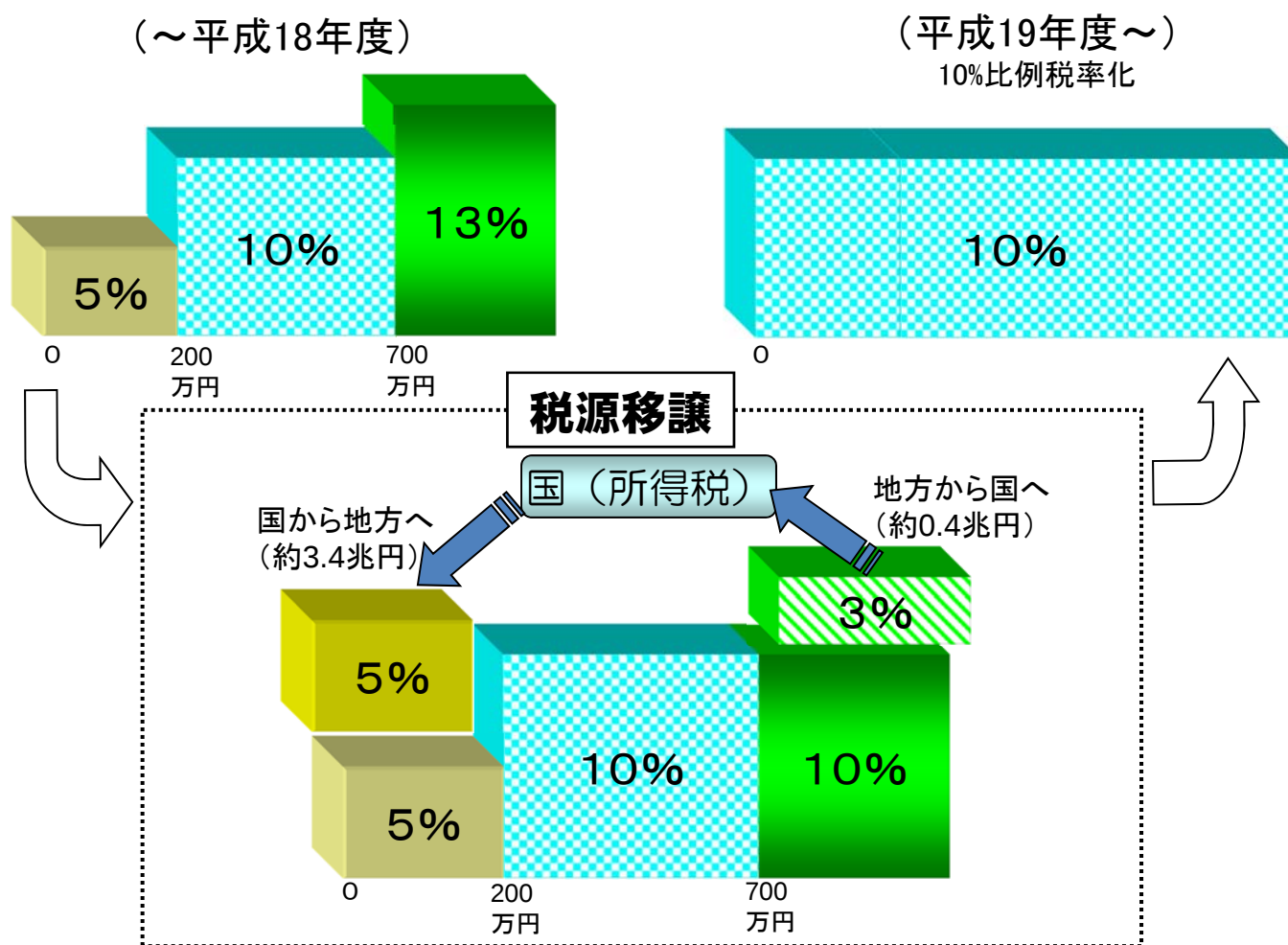
個人住民税の税率の推移（イメージ図）

※個人住民税所得割

- 昭和62年当時の個人住民税は、4.5%～18%の14段階の税率構造。
- 現在は一律10%の税率構造。

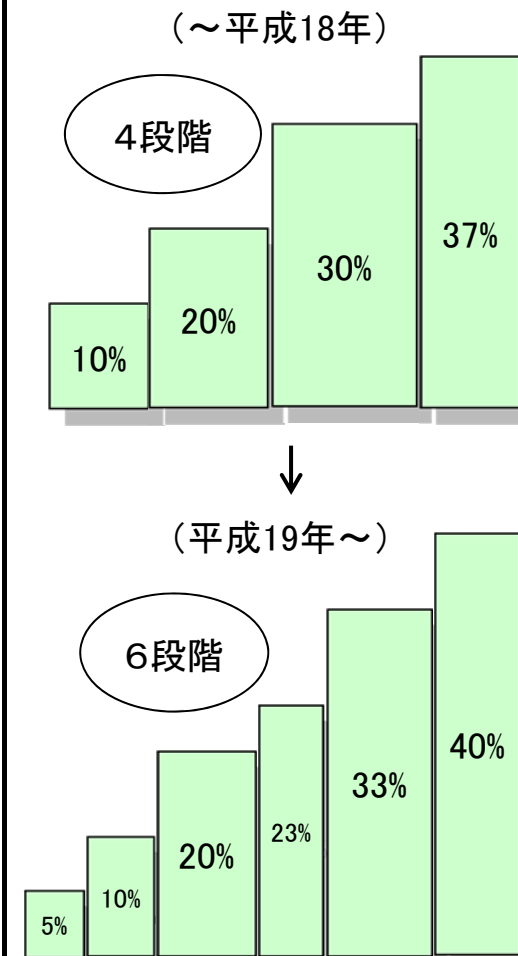


(参考) 税源移譲時の個人住民税の税率構造の見直し



- 個人住民税は5%、10%、13%の累進税率から、10%比例税率化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%

<参考>所得税率



(注) 平成27年分以後の所得税から税率45%を加えた7段階となる

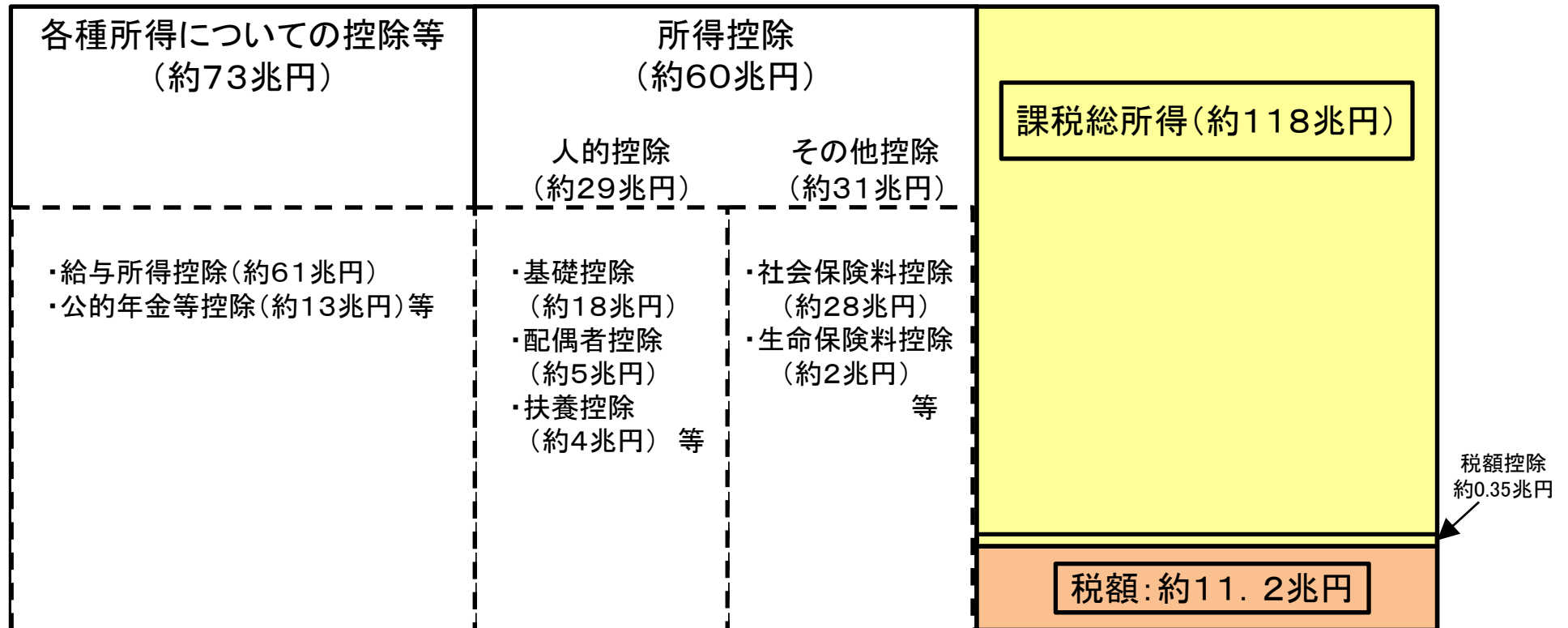
個人住民税の課税ベースのイメージ

※個人住民税所得割

課税対象となる収入約249兆円

(給与収入(約205兆円)、年金収入(約25兆円)、その他収入(所得ベースで約18兆円)等)

所得金額(約178兆円)



<出典> 平成25年度市町村税課税状況等の調。(注)四捨五入の関係で計数の合計等が一致しない場合がある。配偶者控除に配偶者特別控除を含む。

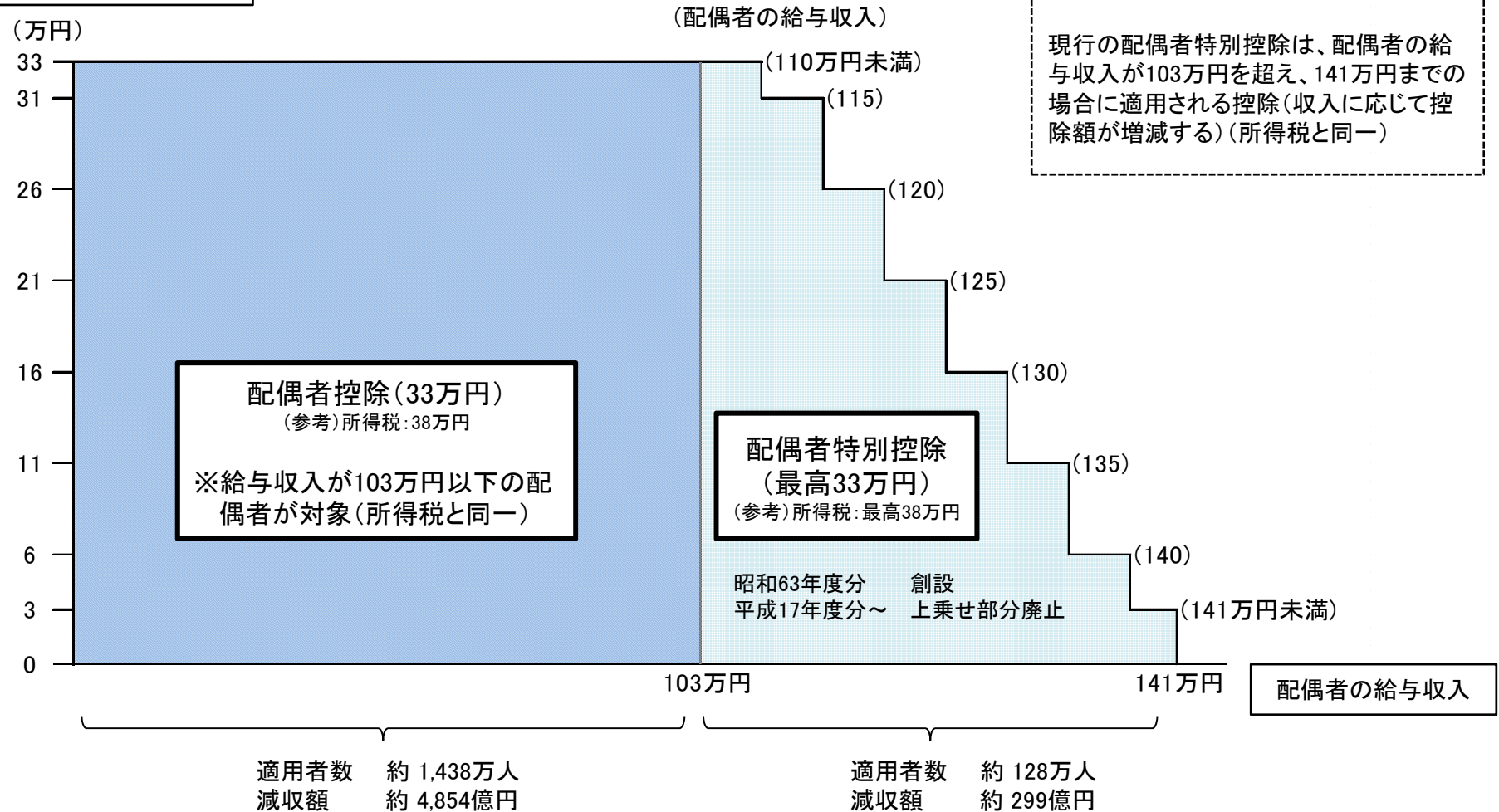
人的控除の概要

○ 個人住民税の人的控除については、「地域社会の会費」という個人住民税の基本的性格から、所得税の控除同じ体系としながら、その金額は所得税よりも低く設定。

		創設年 (個人住民税)	対 象 者	控除額		本人の所得要件
				【現行(平成26年度)】	(参考) 所得税(平成25年)	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基 礎 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円	38万円	—
	配 偶 者 控 除	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者			—
	控 除 対 象 配 偶 者	昭和41年度 (1966年度)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	33万円	38万円	—
	老 人 控 除 対 象 配 偶 者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	38万円	48万円	—
	配 偶 者 特 別 控 除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者	最高 33万円	最高 38万円	年間所得1,000万円以下
	扶 養 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者			—
	一 般 の 扶 養 親 族	昭和37年度 (1962年度)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	33万円	38万円	—
	特 定 扶 養 親 族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	45万円	63万円	—
	老 人 扶 養 親 族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円	48万円	—
	(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+7万円	+10万円	—
特 別 な 人 的 控 除	障 害 者 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	26万円	27万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・特別障害者である者 ・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	30万円	40万円	—
	(同居特別障害者控除)	平成24年度 (2012年度)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	53万円	75万円	—
	寡 婦 控 除	昭和37年度 (1962年度)	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+4万円	+8万円	年間所得500万円以下
	寡 夫 控 除	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	26万円	27万円	年間所得500万円以下
	勤 労 学 生 控 除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円	27万円	年間所得65万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

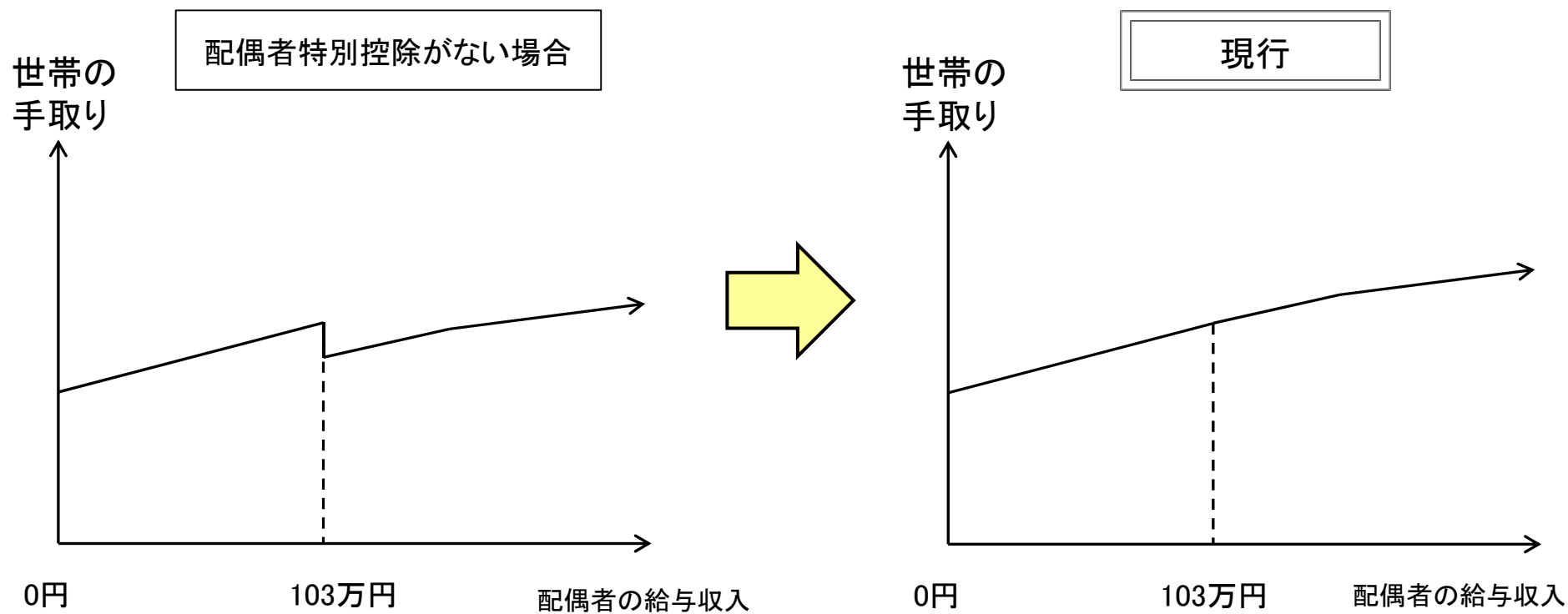
個人住民税の配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み

納税者本人の受ける控除額



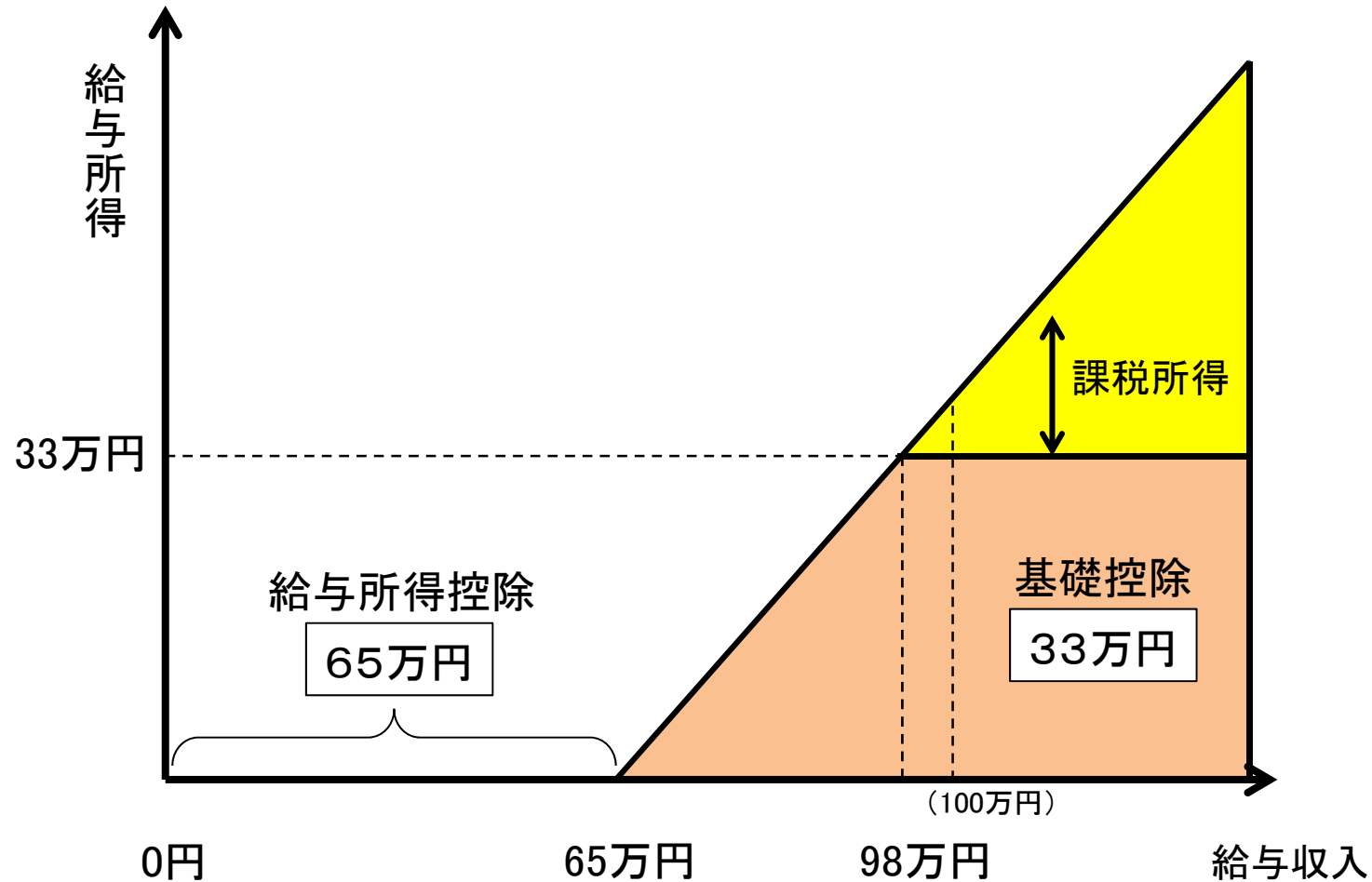
※ 配偶者控除(老人控除対象配偶者を含む。)及び配偶者特別控除の適用者数(給与所得者以外の者も含む。)は、平成25年度市町村税課税状況等の調による。
 ※ 減収額はそれぞれの控除総額(平成25年度市町村税課税状況等の調)に10%を乗じた額としている。

いわゆる「103万円の壁」について（イメージ）



(注) 個人住民税の配偶者特別控除は昭和63年度に創設。

給与収入と各控除の関係（個人住民税）

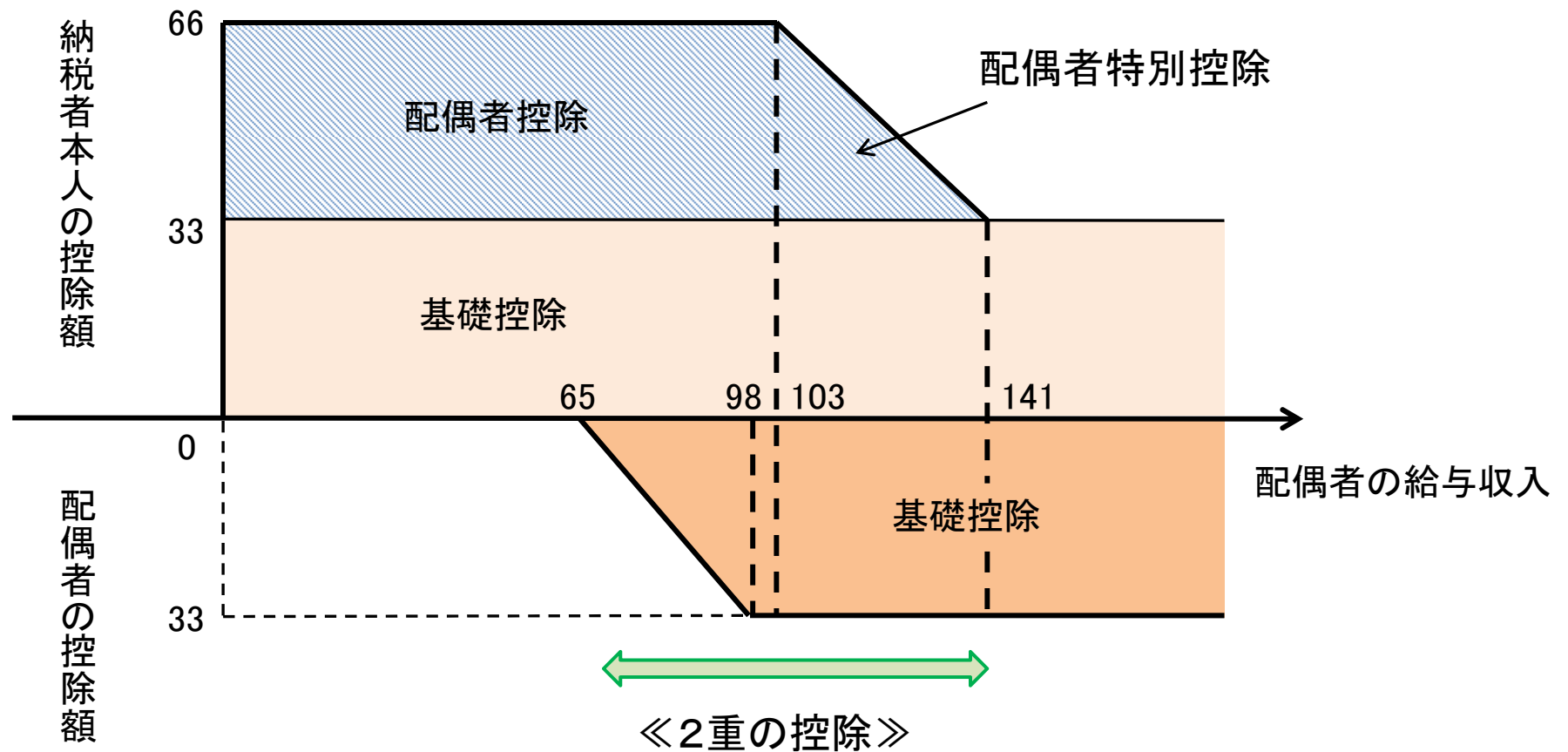


⇒ 給与収入には、まず給与所得控除が適用（最低保障額：65万円）。
次に基礎控除（33万円）が適用。

※給与収入が100万円（非課税限度額）以下のときは、個人住民税所得割が発生しない。

世帯で見た各控除の関係（個人住民税）

（単位：万円）



※各控除額が所得税と異なる。

税制抜本改革法（抜粋）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律

（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

(1) （略）

(2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

(3) （略）

個人住民税における控除の考え方（過去の答申等）

「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」（抄）（平成12年7月 税制調査会）

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

14. 個人住民税関係

（3）個人住民税の課題

② 所得割の所得控除と課税最低限

所得割の所得控除及び課税最低限のあり方については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税と一致させる必要はないと考えられます。

「個人所得課税に関する論点整理」（抄）（平成17年6月 税制調査会基礎問題小委員会）

5. 個人住民税

（1）所得割

所得割の諸控除については、個人住民税の性格も踏まえて簡素化・集約化などの見直しを図り、課税ベースの拡大に努めるべきである。特に、税源移譲に伴い応益的な性格が強まることから、人的控除をはじめ各種の所得控除について、所得税とは独立して、整理合理化を図ることが望ましい。

「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（抄）（平成19年11月 税制調査会）

第2 各論

1. 個人所得課税

（8）個人住民税

①今後の改革のあり方

また、所得割の諸控除については、応益的な性格がより明確になったことを踏まえ、政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めていく必要がある。